

令和4年第1回臨時会

大江町議会会議録

令和4年 1月19日 開会
令和4年 1月19日 閉会

大江町議会

令和4年第1回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月19日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○行政報告	6
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

大江町告示第1号

令和4年第1回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月18日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和4年1月19日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大江町一般会計補正予算(第9号))
- ・令和3年度大江町一般会計補正予算(第10号)

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和4年第1回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年1月19日(水)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度大江町一般会計補正予算(第9号))

日程第 5 議第2号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第10号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

9番 結城岩太郎君

10番 土田勵一君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから行政報告2件、報告させていただきます。

1つ目は、新型コロナウイルス検査費用補助金についてでございます。

新型コロナウイルス検査費用補助金につきましては、令和3年度大江町一般会計補正予算（第2号）において予算措置の議決をいただき、これまでは、町民の方を対象に新型コロナウイルス検査の自費費用に対して、65歳以上の方は3万円を限度に、65歳未満の方は2万5,000円を限度に助成を行ってまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末までは落ち着いた状況が続いていたものの、年明けから国内における新たなオミクロン株の拡大により、本県を含めて全国的に感染が拡大しており、町民の皆様の感染症に対する不安がますます高まっていると感じているところです。

このような状況の中、今年度の新型コロナウイルス検査費用補助金につきましては、町民の皆様のさらなる経済的負担の軽減と感染症に対する不安を早急に払拭するために、これまでの補助金交付要綱を改正し、1月12日より既決予算において全額補助を実施しており、期

限については年度内予算であることから、今年3月31日までとしております。

なお、今回の改正点については、既に町のホームページに補助金の内容を掲載しておりますが、今後もお知らせ版などを通して、町民の皆様へ周知していきたいと考えているところです。

新型コロナウイルス感染症については、いまだに収束の兆しが見えない中で、長期にわたるウイルスとの闘いとなっております。本町におけるワクチンの3回目接種については、医療従事者の方々は12月4日から、高齢者施設入所者については1月12日から接種を開始しております。また、65歳以上の高齢者については2月3日から保健センターでの開始を予定しており、12月27日より順次案内書を送付しているところです。

本町といたしましては、今後もワクチンの3回目接種を推進するとともに、検査費用に対する助成の充実を図りながら不安を解消していただきたいと考えておりますので、引き続き町民の皆様からのご協力と議員の皆様からのご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてご報告いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、令和3年度大江町一般会計補正予算（第8号）及び本日、専決処分の承認を求める議案として提出しております一般会計補正予算（第9号）において予算措置を図りながら、現在、ゼロ歳から高校3年生までを対象に1人当たり10万円の現金給付を実施しております。

今回の給付に当たっては、給付要件として所得制限が設けられており、児童手当の特例給付受給者、いわゆる扶養親族等が児童2人と配偶者の場合は年収が960万円以上と言われている部分であります。これについては給付対象者から除外されているため、本町においてもこれまで説明してきたとおり、国の基準に従い、対象外の世帯に対しては給付しないことで進めてまいりました。

その後、昨年12月27日付で新たな国の方針が示され、町が所得制限で対象外となる世帯に給付した場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に活用できるというような制度の見直しがされたところであります。

そのため、今後の給付の方針について改めて検討した結果、多くの子供たちを支援したいとの思いから、地方創生臨時交付金を活用しながら、所得制限を撤廃する考えに至ったところです。

なお、現時点での追加対象児童数については30人前後と見込んでおり、予算措置といたし

ましては既決予算でその対応が可能なことから、補正予算への新たな追加は予定しておりません。

また、今回の変更につきましては、改めて追加対象世帯に対して通知するとともに、申請書を受理次第、順次給付していきたいと考えております。

給付金の趣旨である、子どもたちの未来を力強く支援する。そのため、引き続き速やかな給付作業に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、2件報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

それではお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大江町一般会計補正予算（第9号））について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第1号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金に限定した内容であり、国の経済対策として補正予算に計上された子育て世帯の子ども1人当たり10万円の給付に要する経費を計上しております。

去る12月20日に開催された全員協議会において概要をご説明いたしましたとおり、当初、5万円を現金で給付し、残り5万円はクーポンでの給付を想定しておりましたが、ご承知のとおり、国の方針が大きく変わり現金での一括給付が認められたことから、12月定例会でご

可決いただいた5万円分の予算と合わせて10万円を年内に現金給付することとしたものであります。

内容的に緊急性が高く、早急に予算措置を講じる必要があったことから、令和3年12月20日付で専決処分をさせていただきました。

歳入については、臨時特別給付金に係る国庫支出金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,020万円を追加し、補正後の予算総額を58億220万円としたものであります。

審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第1号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定いたしました。

それでは、議第1号の質疑を行います。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番。

さきに国の方針で5万円分を半分クーポンということになって、その後すったもんだで10万円の現金給付になったわけなんですけど、ちなみに大江町の場合、5万円の半分でクーポンでした場合、掛かり増しというか、その辺の予算はどうなったか、算定がありましたらお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

先行給付の5万円のほかに、もしも春までクーポンにした場合については、事務手数料等を含めまして約300万円程度の経費がかかるものと試算したところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 今朝の新聞を見まして、「10万円給付届かず」という新聞がありまして、ひとり親家庭に届いていないケースが出ています。昨年9月以降に離婚したひとり親家庭が多く、特に届いていない。その口座が父親の口座になっていて、離婚しまして相手の口座に入金されて受け取れないと、こういうことが書いてあるんですけども、本町では状

況というか、これに関してお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 確かに議員さんおっしゃるとおり、基準日以降に離婚された方については不利益を被る場合がございますけれども、その点、うちのほうで調査したところ、離婚された方は1世帯というのがありました。ただ、その家庭の中で、元夫のほうから奥さんのほうにその10万円についてはお渡しするということの確認を得ておりますので、今回については、その分については新たな予算については計上していないところでございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大江町一般会計補正予算（第9号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第2号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、非課税世帯等への臨時特別給付金に要する経費を計上したほか、除排雪に要する経費を追加いたしました。

初めに、非課税世帯への臨時特別給付金ではありますが、国の経済対策として、さきにご可

決いただいた子育て世帯への臨時特別給付金とともに創設されたものであります。世帯全員の町民税均等割が非課税であるなど一定の要件を満たす世帯に対して一律10万円を給付するもので、事務経費を含めて計上しております。

次に、除排雪経費であります。大江町の今年度の降雪状況は、年末年始期間に大きな寒波に見舞われたこともあり、1月14日の積雪深が、左沢地区で90センチ、柳川地区で142センチに達し、今後もさらなる積雪が見込まれたことから、町では1月14日付で大江町豪雪対策本部を設置し、道路の除排雪作業の徹底、高齢者世帯の見守り、雪害防止広報活動など、対策を強化しているところです。

なお、本日の積雪深であります。左沢地区では93センチ、七軒地区では155センチの積雪量となっております。

このような状況を踏まえ、今後の除排雪に要する経費を精査したところ、降雪状況を平年並みと仮定した場合でも、既決予算では不足する見込みであることから、今後の除排雪作業を支障なく実施するための必要額を計上させていただきました。

歳入予算については、事業実施に伴う国庫補助金のほか、不足する財源については普通交付税を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,180万円を追加し、補正後の予算総額を59億1,400万円とするものであります。

2ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正であります。非課税世帯等臨時特別給付金事業について、対象世帯への給付を年度内に全て完了することが困難であることから、翌年度へ繰り越すものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第2号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第10号）の詳細についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正は非課税世帯等への給付金であります。世帯全員の町民税均等割が非課税である場合と、収入が減少した家計急変世帯とに給付対象が分かれております。

このうち、前者の対象については、確認作業を経て3月上旬からの振込を予定していますが、家計急変世帯の場合は申請行為が必要であり、早くても3月下旬からの振込開始にならざるを得ない状況であります。

したがって、年度内に大部分の世帯へ振込できるものの、全ては不可能であり、かつ年度を超える分の明確な金額振り分けも困難であることから、まずは総額で限度額を設定させていただくものであります。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

2款総務費は7,880万円の増額です。

1項12目臨時特別給付金事業費は、新たに設けた目になります。繰り返しになりますが、世帯全員の令和3年度の町民税均等割が非課税である世帯、または令和3年1月以降の収入が減少し、町民税非課税世帯相当の収入となった世帯、制度上は家計急変世帯と表現していますが、これらの世帯を対象として1世帯当たり10万円を給付するものであり、計760世帯分を見込んでおります。制度の趣旨を鑑み、早急に給付を開始できるよう、システム構築委託料をはじめ関連する事務経費を計上いたしました。

下段の8款土木費は3,300万円の増額です。

2項3目道路除雪費は、今後の道路除排雪作業に万全を期すため、除雪業務委託料のほか除雪機械の修繕料や排雪作業時のダンプ借上料などを追加いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

歳入についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

10款地方交付税は、不足する財源を補填するため、普通交付税を追加いたしました。

14款国庫支出金は、歳出2款で説明した内容に全額充当する特定財源になります。

以上が、令和3年度大江町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第2号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、議第2号の質疑を行います。

結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

5ページの臨時特別給付金事業の12節委託料、非課税世帯等給付金システム構築業務委託料77万円、それから確認書作成基本計算業務委託料11万円ということなんですが、おおむね先ほどの説明で非課税世帯760世帯分の業務委託なわけでありますが、その確認書を含めて業者に委託されている、どこの業者に委託されているかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

こちらシステム改修費等については、基幹システムでありますTKCさんをお願いする内容、システム改修のものとなっております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ちょっと聞こえないところもあったんですけども、先ほどの子育て世帯への臨時特別給付金、この場合は業務委託料はなかったなというふうに思っていたんですけども、職員が昨年一生懸命やっていただいたと。この非課税世帯の特別給付金について、この業務委託はなぜ必要なのかといいますか、職員ではできなかったのかというか、そういったこと、その違いについてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 子育て世帯支援給付金についても、12月補正のほうでシステム改修費用を補正させていただいているものと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 今まででしたということではちょっと分からないなど。子育てのほうでは委託料はなかったと思ったんですけども、だからこっちの非課税の特別給付の場合は、なぜ委託が必要なのかという意味なんですけれども。分かりませんか。

〔「今答えている」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 再度のお答えになりますが、子育て給付金の際にも12月補

正の際に、委託料を計上させていただいております。違う……

[「それでいいんだ」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 同じように、臨時特別給付金のことでお伺いしたいと思います。

5ページに関連予算が7,880万円計上されておりますけれども、そして繰越明許のほうで同じ金額が計上されているということの中で、1節報酬の中で、会計年度任用職員が104万円計上されておりますが、これは何名分で、何か月分を予定しているのでしょうか。

それから、これからのスケジュールといいますか、3月末で終了できないというふうな中での繰越明許の手続なわけですが、今後のスケジュールは大体、何月何日頃に発送して、そしてどういうふうな流れの中で、大体3月の頭ぐらいに支給なるのかどうか、このスケジュールをお聞かせ願いたい。

それから、総務課長の説明の中で、収入が急変した世帯というふうな説明がありました。いわゆる非課税の判定というものは、1月1日現在で、昨年度の収入等によって非課税世帯が決まるわけでございますが、その収入が激減したというふうな説明にあった急変世帯というふうなのは、どういうふうな要綱の中で、いわゆる非課税の世帯に準ずるというふうな意味だと思っただけけれども、その定義というか、要綱というか、それを教えてください。

以上3点。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいま3点のご質問をいただきましたが、まず初めに1点目の報酬についてであります。会計年度任用職員1名を9か月間お願いするための費用となっております。

おおむねのスケジュールであります。本日、予算をご可決いただきましたならば、その後速やかにシステム改修等を行い、確認作業を進めまして、非課税世帯宛ての文書については確認書を送らせていただきます。それが2月中旬頃を目標としております。確認書を送って、それが戻ってきてから、3月上旬には非課税世帯宛てに振込開始を始めたいと考えております。

もう一つの家計急変世帯については、こちらであらかじめ予定することができませんので、ご本人からの申告ということになりますので、3月から申告を受け付けて、3月下旬に振込開始という流れで進めていきたいと考えております。

それから3点目、収入が急変した世帯の定義というご質問であります。非課税世帯以外

の世帯で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同水準になる世帯という定義でございます。こちらについては、あくまでも自己申告方式で、令和3年1月以降の任意の1か月の収入がそれ以前と比べて激減している世帯についての申告による該当世帯となります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 報酬について、例えば2月から雇用したとすると、来年の10月までかかるということですか。9か月ということは。大体、こういった類いの緊急性を伴う事業については、速やかに完了をして、終了するというような中で、来年の9月までかかるというのはちょっと理解に苦しむんだけれども、その点をもう一度お願いしたいと思います。

それから、勉強不足でちょっと分からないんだけれども、この急変世帯というのは、我々が大体これくらいだと、例えば、年収が100万円しかなかったんだけれども50万円しかなかったとか、半分以上とかその額にもよると思うんだけれども、大体どういうふうに計算するといのかというふうなことをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 初めに、9か月という期間についての再度の質問であります。雇用期間は令和4年2月1日から令和4年10月31日までの9か月を想定しております。

なぜ9月までということで、時間が早急な対応でないかというお話ですが、急変世帯については申請主義であるということで、申請期間が9月30日までとなっております。そのため、できるだけ多くの方を拾いたいために、そういった期間を設定させていただいております。

それから、急変世帯の目安ということですが、所得が急変してという、非課税相当の金額という目安としまして一例を挙げますと、給与収入のみの場合の一例となりますが、収入で93万円以下、これまでは例えば200万円ほど収入があった方がコロナの影響により93万円以下となった場合には、申請を行っていただければ急変世帯の給付金対象となるというものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 大体分かりましたけれども、町民の方々が分かりやすいようなお知らせ版とか通知をお願いしたいというふうに思います。

最後にですけれども、専決で行った子育て給付金との兼ね合いなわけですから、子育て給付金を子ども2人で20万円をいただきました。今回の非課税の臨時交付金についても、非課税でございますということになると、ダブリでもらえるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまのご質問であります、お知らせについては12月上旬にチラシをつくって全戸配布をまずはさせていただきたいと考えております。すみません、2月10日。それから子育て給付金との関連であります、子育て世帯の臨時給付金を受けられた方であっても、非課税世帯に該当する場合は給付対象となるものでございます。

以上です。

○6番（毛利登志浩君） 了解しました。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

5ページの8款2項3目12委託料の除雪業務委託料3,000万円追加についてお伺いしたいと思います。

現時点での除雪業務委託料はどれくらいになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

12月までは業者から報告ということでいただいて確定した部分があるわけなんです、1月はちょっと見込みというような形の中で、昨日現在で6,250万円程度。ただ、今朝も早朝除雪出ておりますので、6,500万円程度になっているのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 役場前の国道458号線とか、駅前から左沢高校近くまでの県道112号線など、大きい道路に交わる脇道なんですけれども、その角のところが雪の壁になっていて、とても危険で見えづらくて危険だという町民の方何名かから連絡等いただいているんですけども、特に原町角とか実相院角、あと、ふれあい会館角などが挙げられると思います。

原町、実相院に関しては、月曜日、役場担当の方が排雪していただいているなというふうには見受けていますけれども、この辺はどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井水道建設課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

特に原町角につきましては、ちょうど信号機もなくなった箇所かと思っておりますので、その部分について、県のほうにも見通しの確保というようなことでお願いはしております。ちょっと、いつというところまでは申し上げられないんですが、予定はされているようですので、間もなく対応になるのかなと思っております。

そのほかの箇所についても、町道部分については見通し確保というようなことで、ちょっと予定を組みながら今、排雪作業を頑張っているところですので、それが見えてきたらそういったところへの対応ということでも調整させていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） やっぱ危ないというところは、早めの対応をぜひお願いしたいと思っております。町民の方の安全というのが一番だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5ページの除雪費のほうでお願いいたします。

当初、7,000万円の委託料、排雪委託料、除雪委託料は組んでいたと思います。

それが間もなく、先ほどの課長の説明で今日あたりで6,500万円と、足りなくなるということで、今後スムーズな除排雪をするために補正を3,000万円組むというような話でありました。

その中で、今年はやはり早い時期から豪雪というか、そういうことで予定外の支出もたくさん出たと思います。その中で様々、町民の方から苦情なり、お願いなり、私どもここにいる議員の方には、それぞれ来ていると思います。その都度、役場のほうに出向いて建設課の職員の方、また課長等にこういうことがあります、こういうことでお願いしますということは、多分毎日のように建設課の職員の方は言われていると思います。その中で、去年度も最後に5,000万円ぐらいの補正を組んで除排雪をやったと思います。その中で、ちょっといろいろ思ったことがありますので、せつかくですので言わせていただきたいと思います。

まず、早朝除雪というのが、この町の除雪の基本になっていると思います。

その中で、なかなか朝早い時期から除雪が来ない、しまいには夕方ぐらいに自分のところに除雪が来る、お昼頃に来る、そういう連絡もかなりあります。実際、2時半の時点で、今

日の除雪はやる、やらないということを決めると思うんですけれども、そのときの降雪の確認の方法、これはきちんと役場の職員が出向いてやっているのか、やっていないのか、それをまず聞きたいと思います。

そのほかに排雪に関しても、今現在、町の中、山のほうで排雪はやっておりますけれども、多分ほとんどが直営の除雪員でやっていると思います。直営ということは、今年度6名の直営の隊員がいると思いますけれども、6名で果たしてこのように毎日毎日早朝からの除雪、また日中の排雪ということをやっていけば、何らかの事故が起きたりとか支障が出ると思います。その辺に関しても、今後、排雪に関して町のほうでは、あくまでも直営ですとやらせるのか、それとも業者のほうに新たに委託をしてスムーズな排雪をやるのか、その辺のところをまず聞きたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まず、早朝除雪の職員の確認というようなことですが、やはり状況によって様々なケースがございます。

基本的には、2時半の状況で、自動的な観測装置がありますので、その中で10センチを超えていけば指令を出すというようなことですが、特に微妙なとき、結構あるわけなんですけれども、その際は、2時半に町の職員が確認いたしまして、計測をして判断をしながら業者のほうに連絡を取っているというような状況になっております。

あと、非常にやっぱり遅いというようなお話を、昨年も同様なんですけどもいただいておりますが、やはり雪の降り方が朝方強く降るというようなことで、なかなか2時半のスタートができないというようなケースがございます。5時とか6時近くになってから出動というようなことも多々あるようですので、その辺はちょっとどうしたらいいのかというような改善策を考えていきたいと思っております。

あと、山手のほうの排雪作業というようなことなんですけども、今年度は5名の直営オペレーター、6名ということで募集をかけたんですけども、ちょっと5名しか集まらないというような中で対応をさせていただいております。山手のほうについても、業者のほうからポケットをつくっていただいたりというような作業をしながら、業者を含めての協力体制を組み合わせながら、排雪、幅出しというようなことで対応させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、説明ありましたとおり、自動観測機ですか、ということで10センチということだと思います。ただ、2時半の時点で雪が降っている最中、遅い時間から雪が降ったということで5センチがなかったと。そのときには除雪は出さないと。その後、3時ぐらいまでの間に15センチになった、20センチになったということはあると思います。そこはやはり自動の観測機ではなく、職員の方がきちんと行って、どういう今状況の降雪なのかを見極めながら、やはりそこで指令を出す、出さない。その中で、予算がないからというのが、今、建設水道課の口癖だということは聞いております。予算がないから除雪をしないじゃなくて、やはり町民の通勤通学の足に影響のないように、やはりきちんと除雪をするのが町のほうの仕事だと思っておりますので、その辺のところ、もう一度きちんと確認をしていただきたいと思います。

あと、何というのかな、今直営の方が5人になったということで、やはりオペレーターの数が徹底的に足りない。これは、やはり町の直営だけじゃなくて、多分業者の方もオペレーター不足というのが、今大変悩んでいるところだと思います。やはりオペレーターが少ないということで、どうしても掃く距離が長くなったりとか、そういうことは多分、今の現在の除雪の体制ではなっているのではないかと感じております。

その中でふと思ったんですけども、町内の企業の中には独自に、いわゆる除雪機、ブルを持ったりとか、ローダーを持ったりして、各商店とか各企業の駐車場の除雪をしている企業もあると聞いております。そういう方たちは、そこの早朝の除雪が終るとその機械は寝ているんですね。そういう機械を使って、例えば思いもかけない雪が降ったりとか、遅い時間からの除雪になったときにはそういうところにまずお願いをして、スムーズなやはり生活道路の確保とか、そういうことができないのかなと前から思っているんですけども、その辺のところはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

除雪については、やはり通勤時間帯までの道路の確保ということが非常に重要なことというふうに思っております。

除雪に関してなんですけれども、やはり町との単価契約というような部分も、やはり事前に取り交わしている除雪協力会さんのほうから、いろいろ協力していただきながらの除雪というような中で、単価契約を結ばさせていただいているというような状況もありますので、ちょっと急なそういった対応というような部分ではなかなか難しいのかなというふうには思

っております。そういった部分についても協力会さんと相談しながら、業者のほうで対応できるところ、できないところというのが出てくるかと思しますので、その辺は協力会さんとカバーし合いながら、対応というようなことでは考えていきたいと思っております。

ただ、今現状として、やはり早朝除雪については3時くらいから出動したとしても、やはり8時というような見込みの中では終了していないところもございます。かなり地域の方の要望が強くなってきて、きれいな除雪というのに心がけているというようなことの内容かなと思っておりますので、やはりもう少し充実した体制、あと除雪路線の効率化というのが必要になってきているのかなと思っておりますので、その辺も協力会さんと相談しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、課長のほうから丁寧に説明をしていただきましたけれども、やはり去年度も同じ時期に通学路の件で、菊地議員のほうから通学路が掃かれていないなど、やっぱり雪に関する様々な問題が出てきているのも事実であります。通学路に関しては、ある程度の改善はなされてはいますけれども、まだやはり残っている部分もあるのも事実であります。

そういう中で、やはり建設課だけがいろんなことを考えただけするのは大変だと思いますけれども、やはりそここのところは頑張ってくださいまして、何とかもう少し早い除雪とか、そういうふうなもの、効率を考えていただきながら、いろいろ難しい話はしなければならないと思っておりますけれども、しかしそここのところはきちんと説明をして、こういう状況で、やっぱりこういうふうなことはしないと、例えば除雪を1日かかってやっている、多分、路線を1日かかってやっているなんていうことは、やっぱり町の方は望んでいないことだと思います。やはり、会社に行く前、学校に行く前、やはりきちんと雪が掃かれているというのが、これまでの除雪の在り方だと思うので。やはりそういうところで台数が足りないとか、オペレーターが足りないのであれば、やはりそこはきちんとその部分を補充するなり、そういうことをして、やはり枠組みを変えていかなければやはり大変なのではないかと。

これからオペレーターの数もますます少なくなるし、やはり除雪をやる方も少なくなるときに、今、直営なりいろんなところで若いオペレーターを育てていかないと、うちの町ではなかなかこの除雪、排雪の問題がすごい大変なことになってくると思います。町の中の排雪も、直営の方と一部の業者の方が手伝って排雪をやっているわけでありましてけれども、やは

りなかなか進まない。排雪した後に、今日も昨日の夜で排雪したところにまた雪を押し、また同じような状態になっている。やはりそういう状況をいち早く解決していかないと、なかなかうまくいかないのではないかなと思いますので、その辺のところ、町長の考えもあると思いますけれども、町長からも一言、その除排雪に関してはどういうふう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町のような町にとっては、住む環境というふうな部分では、冬の除雪の体制なり雪対策というふうなのが非常に大切な行政の課題だ、行政ばかりではなくて、町民みんなの課題だというふうに思います。その部分をいかに和らげるか、行政としてできる部分をどれだけやれるかというふうなことは、これはもう100%満足度がいただけるものだというふうなことではなく、少しでもそこを和らげるというふうな対策をせざるを得ない課題だというふうにも思います。

あとは、自然との闘いでありますので、今日もそうでしたが、雪の量によって除雪のかかる時間が全然違ってくるというふうなことです。10センチ以上積もったときと30センチ積もったときでは3倍ですから、時間は3倍までかからないでしょうけれども、皆さんもスノーダンプで雪かきをしていて感じると思いますが、やはり時間は長くかかってしまうというふうなところ。そこを、どこに焦点を当てて余力をどれだけ取ってやるかというふうな問題も、その中には含まれているのかなと。町の財政も限られた財政の中であるというのは、これはご存じのとおりでありますけれども、そのお金をいかに有効に使っていくかというの、お金を管理する中での課題でもあるというふうなことです。

ぜひ、町民の方からも様々な形でご理解とご協力、特に雪に関しては地域の協力なくして課題を解決することは、なかなか難しいと思いますので、その辺のところ話合いをしたり、協力をいただきながらというふうなことで、大江町の冬の生活にとって大きな課題解決に向けて、一緒に取り組んでいきたいという決意を述べさせていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第10号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回大江町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月2日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 結 城 岩 太 郎

署 名 議 員 土 田 勵 一